


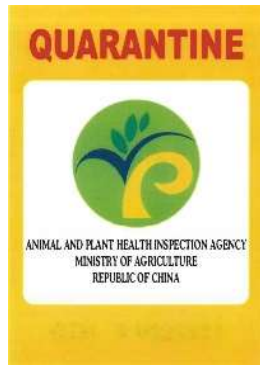
台湾産パイナップル及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあつては次のアの様式に、仕向地が日本である旨のものにあつては次のイの（ア）から（ウ）までに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p> <p><u>（ア） 日本</u></p> <p><u>（イ） 日本向け</u></p> <p><u>（ウ） To Japan</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p>  <p>(2) (略)</p>

附 則
 この通知は、令和5年9月1日から施行する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあっては次のアの様式に、仕向地が日本である旨のものにあっては次のイの(ア)から(ウ)までに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>ア 輸出植物検疫終了の表示</u></p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に容易に、確認できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p><u>輸出植物検疫終了の表示</u></p>  <p><u>仕向地の表示</u></p>  <p>(新設)</p>



イ 仕向地の表示

(ア) 日本

(イ) 日本向け

(ウ) To Japan

(2) (略)

(新設)

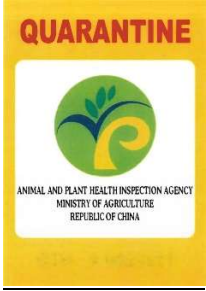

(2) (略)

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年4月16日付け22消安第311号消費・安全局長通知）の一部改正 新旧対照表

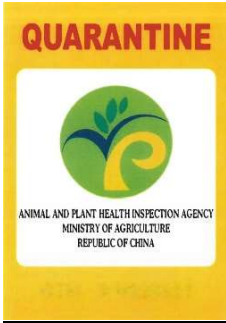

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 表示</p> <p>告示7の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあっては次の（1）の様式に、仕向地が日本である旨のものにあっては次の（2）のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</u></p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア 日本</p> <p><u>イ 日本向け</u></p> <p><u>ウ To Japan</u></p>	<p>5 表示</p> <p>告示7の<u>輸出植物検疫終了の表示は次の（1）の様式、仕向地の表示は次の（2）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</u></p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア 日本</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ To Japan</u></p>

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則（平成28年12月28日付け28消安第4172号消費・安全局長通知）の一部改正 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 表示 告示7の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次の（1）の様式に、仕向地が日本である旨の<u>もの</u>にあつては次の（2）のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>5 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の（1）の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の（2）のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p>

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。